

用地先行取得資金

地方公共団体が行う、道路・公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を取得するために必要な資金の貸付けを行う。

(1) 都市施設用地買取資金

①貸付対象者

地方公共団体

②対象都市（その周辺地域を含む。）

- a. 人口集中の著しい大都市
- b. 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する地方拠点都市地域の中心となる都市

③対象用地

次の都市計画施設の用地（物件の移転に要する費用等を含む。）

a. 道 路

自動車専用道路 幅員 18 m 以上

その他の幹線道路 幅員 22 m 以上（避難路、再開発関連道路及び幅員 22 m 以上の道路に接続する道路の場合は 16 m 以上）

b. 公園又は緑地

面積 10 ha 以上（生産緑地地区内の公園、緑地の場合は 2 ha 以上、防災公園となる避難地の場合は 1 ha 以上）

c. 下水道終末処理場

計画処理人口 10 万人以上

d. 高規格堤防

高規格堤防を整備するために必要となる法面部にあてる土地

(2) 都市機能更新用地買取資金

I. 一般分

①貸付対象者

地方公共団体

②対象地域

- a. 首都圏整備法に規定する既成市街地、近畿圏整備法に規定する既成都市区域及びこれらに接続して既に市街地を形成している区域
- b. 人口集中の特に著しい大都市（名古屋市、北九州市、札幌市、福岡市、広島市、仙台市、宇都宮市、新潟市、金沢市、静岡市、浜松市、姫路市、岡山市、熊本市及び鹿児島市（15 都市））の既に市街地を形成している区域
- c. 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する地方拠点都市地域の中心となる都市（都市施設用地の対象都市）の既に市街地を形成している区域

③対象用地

次の要件に該当する用地（物件の移転に要する費用等を含む。）

3 ha 以上の高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、地区計画の区域、2 号地区の区域、2 項地区の区域、拠点地区の区域、土地区画整理促進区域、重点供給地域の区域内にあるもの。（土地区画整理促進区域、地区計画の区域（一部の区域を除く）、重点供給地域の区域で、区域内に宅地化すべき特定市街化区域内農地を 1 ha 以上含む場合は、区域面積要件を 2 ha に緩和）

④買取り予定面積

- ・買取りを予定する土地の面積の概ね 1 / 2 以上が一定の公共公益施設に供されるもの
- ・買取りを予定する土地の面積の合計が概ね 1 ha 以上であること

II. 都市構造再編促進用地分

①貸付対象者

地方公共団体、防災街区整備推進機構（地方公共団体経由で貸付け）

②対象地域

I. 一般分と同じ

③対象用地

3 ha以上の防災街区整備地区計画の区域内の土地

④買取り予定面積

- ・買取りを予定する土地の面積の概ね 1 / 2 以上が一定の公共公益施設に供されるもの
- ・買取りを予定する土地の面積の合計が概ね 1 ha 以上であること
- ・防災街区整備推進機構の取得する用地については地区公共施設（道路、公園、広場等）及び防災まちづくり拠点施設（集会所等）の用地であること

III. 中心市街地活性化促進用地分

①貸付対象者

地方公共団体、中心市街地整備推進機構（地方公共団体経由で貸付け）

②対象地域

- ・人口 10 万以上の都市
- ・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する地方拠点都市地域の中心となる都市（都市施設用地と同じ都市）の既に市街地を形成している区域

③対象区域

中心市街地整備基本計画に定める認定中心市街地の区域で次の要件に該当するもの

- a. 区域の面積が 3 ha 以上であること
- b. 区域の大部分が昭和 35 年において人口集中地区の区域内にあること
- c. 基本計画策定時までの 20 年間の人口の減少率が 20 パーセント以上であること
- d. 基本計画策定時の 65 歳以上の人口の割合が 16 パーセント以上であること
- e. 最近 10 年間に小売業の店舗数及び販売額が減少していること

④対象用地

認定中心市街地の区域内で、次のいずれかの区域内の土地

- a. 高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、地区計画の区域、2 号地区の区域、2 項地区の区域
- b. 都市計画に定められた土地区画整理事業の施行区域で当該区域の大部分が商業地域内にあるもの

⑤買取り予定面積

- ・買取りを予定する土地の面積の概ね 1 / 2 以上が一定の公共公益施設に供されるもの
- ・買取りを予定する土地の面積の合計が概ね 1 ha 以上であること

IV. 被災市街地復興推進用地分

①貸付対象者

地方公共団体

②対象地域

大規模な災害を受けた都市の既に市街地を形成している区域

③対象用地

被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内の用地

（土地区画整理事業が予定されている場合には当該土地区画整理事業の規模が 10 ha 以上、市街地再開発事業が予定されている場合には当該市街地再開発事業の規模が 3 ha 以上のもの）

④買取り予定面積

- ・買取りを予定する土地の面積の概ね 1 / 2 以上が一定の公共公益施設に供されるもの
- ・買取りを予定する土地の面積の合計が、土地区画整理事業にあつては概ね 3 ha 以上、市街地再開発事業にあつては概ね 1 ha 以上であること

【用地先行取得資金の貸付けスキーム】

